

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

人口構造について、世帯人口年代別統計によると本市の人口推移は平成 31 年から令和 5 年にかけて 4,786 人の減少となっています。また、65 歳以上の人口比率は全体の 41%となっています。当市において急速な人口減少及び少子高齢化が喫緊の課題となっています。

産業構造について、本市は海、山、里が揃う自然豊かな地域であるため農林水産業が盛んです。また、豊かな自然を背景に造船業、水産加工業などが栄える一方、業務用冷蔵庫、医療機器の製造分野で全国的に高いシェアをもつ内陸型の企業も立地しており、市全体の製造品出荷額は 900 億円前後で推移しています。

人口減少及び少子高齢化が進行する中で、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルスの感染拡大を要因とした世界情勢の変化等により、中小企業・小規模事業者はこれまでにない経営環境の変化に直面しており、所有している設備は特に老朽化が進み、生産性向上への足かせとなっています。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで、後継者不足等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと刷新することにより、事業者自身の労働生産性を飛躍的に向上させることを目指します。これを実現させるため、計画期間中に 30 件程度の先端設備導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

新たな先端設備を導入により、従前と比べ多くの生産に対応し売上を増加させ、製品の幅を広げることから積極的な新規顧客の開拓にも取組み、付加価値の増加を図ります。労働者の技能や熟練度を高め、効率的で効果的な労働投下により、先端設備導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年平均 3%以上向上させることを目標とします。

2 先端設備等の種類

本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は令和5年6月15日～令和7年3月31日とする。計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間・4年間・5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下の項目に該当する先端設備等導入計画は認定しない。

(1) 人員削減を目的とした先端設備等の導入

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる取組

(3) 本計画に適合しない取組

(4) 太陽光発電設備についてはその設置が本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、認定の対象としない。

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。